

市内の児童ホームに冷暖房設置の早期実現を求める陳情書

市内の児童ホームの体育室（遊戯室）に冷暖房を設置し、乳幼児親子や児童生徒が安心して遊べる場所を提供してほしい

理由

1. 現在、市内に21の児童ホームがあり、そのうち14施設の体育室（遊戯室）には冷暖房が設置されておりません。夏は午前中から30℃を超え、冬は底冷えの寒さで手足も冷え切ってしまう、その時期は安心して遊ぶことができません。乳幼児のための部屋等は冷暖房が設置されていますが、押し車を押して自由に歩き回り、ボール遊びや三輪車に乗ることができる場所は、体育室（遊戯室）しかありません。
2. 乳幼児の場合は保護者の判断で体育室の利用を中止することはできますが、小学生になると親と行動することより友だち同士で遊ぶことが多くなり、ドッジボールやバドミントン、さまざまなゲームを行っています。夢中になると暑さも忘れ、帰宅後に気分が悪くなり、おう吐や発熱をする子どももいます。職員が「暑さに気をつけて」と声をかけても、子どもたちの自己管理の能力には限界があります。室温が40度を超える日もあり、立ち入り禁止の措置がとられた日もあると聞きました。活動中だけでなく、帰宅後に体調を崩すこともあり、いつ事故が起きてもおかしくない状況です。
3. 近隣に有料の施設もありますが、誰もがその施設に行けるわけではありません。また土日は朝から行列に並ばなければならず、時間制限もあり、遊びたいタイミングで自由に遊ぶことが難しい状況です。誰もが無料で利用できる児童ホームは身近な育児の相談場所として、また母親同士や子ども同士の交流の場としても重要な施設となっています。
4. 乳幼児期は、周りの友だちの様子を見て刺激を受け、日々いろいろなことができるようになり、成長していきます。核家族化が進む中、家庭内で母親と子どもだけの環境となりやすく、育児の不安やストレスを抱えています。児童ホームに来ることで、職員や他の母親と話をし、悩みを共感し、子育ての不安や孤独感を解消することができます。
5. 平日に保護者が働いていると、土日は朝から親子で目いっぱい遊べます。また放課後や夏休みも、毎日子どもたちでいっぱいです。しかし上記の理由で、一部の利用が制限されてしまいます。体育室（遊戯室）に冷暖房施設をできるだけ早く設置してください。そして設置できるまでの間は、せめてミストや大型扇風機やストーブなどの設置を検討していただき、周囲に近寄っても危なくないガードを設置するなどして、少しでも暑さや寒さを和らげる工夫ができるのではないのでしょうか。

以上